

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

### 広島県人事委員会規則第十九号

#### 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中「山県郡安芸太田町立猪山小学校 山県郡安芸太田町大字猪山」を削る。

別表第四の一級の項中 山県郡安芸太田町立安野小学校 修道小学校 を

「山県郡安芸太田町立修道小学校」に、府中市立諸田小学校 中条小学校三谷分校 を

「中条小学校三谷分校」に、庄原市立上谷小学校 水後小学校 を

「庄原市立水後小学校」に、呉市豊浜学校給食共同調理場 比和中学校 を

「比和中学校」に改め、同表の二級の項中

「山県郡安芸太田町立猪山小学校」  
「北広島町立八幡小学校」を「山県郡北広島町立八幡小学校」に、

「庄原市立三坂小学校」  
「内堀小学校」を「庄原市立内堀小学校」に改

める。

別表第七の二ハ教育職給料表(ロ)の表中「二級」を「特二級」に改める。

別表第八教育職給料表(イ)教育職給料表(ロ)の部中「職務の級二級」を「職務の級特二級の職員及び二級」に改める。

別表第九口の表第七号区分の項第一号及び第二号中「又は」の下に「特二級若しくは」を加え、同表第八号区分の項第一号中「級が」の下に「特二級であったもの（第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は」を加え、同項第二号中「級が」の下に「特二級であったもの（第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）又は」を加える。

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。